

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本団体の名称は中部大学サッカー部とする。

第 2 条（所在地）

本サッカー部の所在地は、愛知県春日井市松本町 1200 番地におく。

第 3 条（目的）

本団体の目的は、サッカーを通じて人間的成長を図り、社会に役立つ人間を育成すること。また、個々のパフォーマンス向上とチーム力向上に努めることで、高度な技能と理論を習得し、大会等で勝利し、中部大学の発展及びサッカーの振興発展に寄与することとする。

第 2 章 組織

第 4 条（組織）

本団体は、中部大学学生を部員として組織する。

第 5 条（部員資格及び入退部）

中部大学サッカー部員とは、本学に属し、本サッカー部の規範、並びに心構え、本サッカー部の活動内容に同意できる者とする。本サッカー部への入部希望者は、本人が署名、捺印をした入部届兼本サッカー部規則厳守の誓約書を監督に提出し、受理されることにより入部が認められる。また、本サッカー部の退部希望者は、退部理由を明確に記載の上、本人が署名、捺印した退部届を監督に提出し、顧問で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。なお、特技推薦での入学者については、原則退部は認めない。やむを得ず退部を希望する場合は出身高校の顧問の承諾を必要とする。

第 6 条（休部及び復部）

何らかの理由により休部を希望する者は、理由・期日を明確に記載の上、本人が署名、捺印した休部願を監督に提出し、顧問で協議の結果、了承されることにより休部が認められる。なお、休部した者で復部を希望する者は、本人が署名、捺印した復部願を監督に提出し、顧問で協議の結果、了承されることにより復部が認められる。

第 3 章 役員

第 7 条（役員）

本団体は、主将及び副主将を置く。ただし、必要のある場合は、その他の役員を置くことができる。

第 8 条（顧問及び役員選出）

顧問は、本学教職員がその任にあたり、学長が任命する。次期の主将、副主将及び役員は、部員の中から役員が協議して選出し、部員全員の協議により決定する。

第 9 条（任期）

主将、副主将及び役員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 会計

第 10 条（運営）

当部の運営は、部員から徴収する部費、本学からの助成金、OB/OG 会からの助成金、スポンサーからの収入及びその他の収入から賄うものとする。

第 11 条（部費）

部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額及び納入日については別途定める。

第 12 条（遠征費及び合宿費）

原則、前払いとし、会計担当が定める支払い期限内に支払う。

第 13 条（滞納）

第 11 条及び第 12 条における部費、遠征費、合宿費等を納入できない者（以下、延納者と称す）は、1 人 1 件まで納入計画書の提出により延納を認めるものとする。納入計画書は 3 ヶ月間の納入計画を明確に示し、本人が署名、捺印するものとする。申請後、顧問及び会計担当が内容を審理し、会計担当と延納者の署名・捺印により、有効とする。会計担当は、その納入計画に対する監督責任を負い、顧問の協力を得て延納者の監督を行う。納入計画書は、会計担当が厳重に保管し、管理する。納入計画中の繰り越しの延納申請は認めない。延納者が納入計画終了時に、完済できなかった場合、その滞納額が 3 万円以下である場合は、納入期日の延長を 3 ヶ月迄認めるものとする。もし滞納額が 3 万円超である場合は個人による支払能力がないとし、原則学籍で定められた保証人（家族、親類等）に、会計担当の立会いのもと、本人から連絡をさせ、返済相談を行う。また、延納申請 2 回目で完済できなかった者にも同じ処置を行い、顧問及び会計担当による面談を行う。なお、納入計画書の書式は任意とする。

第 14 条（会計報告）

本団体の会計は会計担当が司り、年 1 回（年度末）に主将及び主務の点検の後に、顧問の監査を受け部員に報告する。

第 5 章 部活動

第15条（練習内容）

顧問及びコーチ陣が考案し、練習を行う。部室棟の整理整頓を全員が心がけて行い使用すること、部室以外（室外）にスパイクやレガース等の個人の荷物は置かないこととする。

第16条（遠征及び合宿）

遠征及び合宿は、役員で相談したのち部員に報告する。

第17条（移動）

中部大学以外で活動する場合（練習、試合、遠征及び合宿）の移動は、顧問が定めた方法（公共交通機関、バス及び徒歩等）で移動する。バスで移動する場合に事故が発生した場合は、バスが加入している自賠責保険及び自動車任意保険の範囲での対応とし、その他の損害賠償は請求しない。

第18条（出席）

部活動への参加（ミーティングを含む）は部員の義務であり、特別な理由がない限り、欠席は認めない。但し、部としての公務については公務欠席とする。特別な理由としては、授業、補講、就職活動、実習その他大学で公欠が認められているもの及び家族、親類、知人等で出席が必要な冠婚葬祭等に関しては顧問及び主将に相談して欠席でき、それ以外の理由による欠席は無断欠席とする。また、歩くことのできる怪我人は練習に参加することとする。必要に応じて、顧問を含む役員と相談の上決定する。出席できない場合は、練習時間が異なるその他カテゴリーの練習に参加をする。体調不良等で休んだ場合は、コンディショニングを整える別練習を行い、顧問、主将及び副将が認めた場合に全体練習に復帰することができる。

第19条（欠席）

欠席の場合は、顧問及び主将に必ず電話で報告する。その際、電話が繋がらない場合は、留守電に欠席の旨を報告する。また、留守電に残せない場合は、電磁的記方法の手段で報告する。講義、補講、就職活動等で1週間より前から決まっている欠席の場合は、電磁的記方法で連絡する。家庭の事情やプライベートのことで欠席する場合、原則認めていないが、顧問に相談することとする。

第20条（遅刻）

定められた集合時間の5分前に練習ができる服装でいないことを指す。30分以上の遅刻の場合は、無断欠席扱いとする。但し、公共交通機関の遅延等に関わるやむを得ない理由による遅刻については、遅延証明証の持参等、その理由を証明できる場合のみとする。遅刻者に関する懲戒を免除する場合があるが、公共交通機関以外での移動による遅刻は原則認めない。

第21条（服装・正装）

本サッカー部として活動時（団体行動・式典時）の服装として、部員は指定されたウェア、もしくはスーツを着用し、サンダル等での移動は禁止する。

第22条（髪型及び装飾品）

就職活動時に求められる身なり等を基準とし、髪型、染髪は禁止とする。中部大学の学生としてふさわしく清潔感のある髪型（就職面接時と同様）にすること。本サッカー部として活動時のネックレス・ピアス・イヤリング・指輪等の装飾品、タトゥは禁止とする。

※活動時とは、主に団体行動・式典、具体的には練習、試合会場、遠征及び合宿へ向かう道中、パーティーや表彰式をさす。

第23条（学業）

学業成績不振者については部活動を停止することがある（GPA、出席状況を参考にする）。

第24条（アルバイト）

アルバイトを行う際は、学業、部活動が最優先とし、それに支障のない範囲で行うこととする。アルバイトでの欠席は禁止とする。なお、活動時間もアルバイトをしないと生活が難しい場合は、顧問に相談し、認められた場合のみ許可する。

第25条（喫煙・薬物・アルコール）

喫煙、薬物を禁止する。アルコールについては各個人の適量を考えた程度とし、未成年の飲酒及び一気飲み等の無理な飲酒を禁止する。

第26条（電磁的方法）

電磁的方法を活用する際には、他者（個人、団体）に対し不利益、不快な書き込みや行動、又はネガティブ・キャンペーンとならぬよう、十分に注意すること。

第6章 懲戒

第27条（遅刻者に関する懲戒）

遅刻者は、顧問及び主将が認めた場合にのみ部活動に参加できる。参加を認められない場合は、原則見学し、練習の補助を務める。遅刻者は、1週間、練習の準備、片付け、グラウンドの清掃を行うとともに、その週の試合には出られない。1か月内に2回遅刻した者は無断欠席とし、半年内に3回遅刻した者も無断欠席扱いとする。

第28条（無断欠席者に対する懲戒）

無断欠席者に対しては、顧問及び主将の判断により、1か月の練習停止処分（練習・試合会場にて練習補助及び清掃活動を行う）とする。

第29条（その他の懲戒）

第27条及び第28条における懲戒理由以外で、役員が、懲戒が必要だと判断した場合、口頭指

導、練習停止、清掃活動等の奉仕活動の懲戒を与えることができる。但し、口頭指導以外の懲戒については、顧問との協議を必要とするものとする。

第7章 部則の改正

第30条（改正）

本規則の改正は役員会で審議し、顧問の承諾を得た上で、部員総会において部員の三分の二の賛同によって決定することができる。

第31条（細則）

中部大学サッカー部は、活動を円滑に遂行するため、必要に応じて細則を定めることができる。決定方法は、規則の改正と同じであり、役員会で審議し、顧問の承諾を得た上で、部員総会において部員の三分の二の賛同によって決定することができる。

第32条（施行）

本部則は令和2年1月16日から施行する。

附 則

本規約は、1967年4月1日から施行する。

附 則

令和3年4月1日、役員を追加する。

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

令和4年4月1日、懲戒事項の加筆。

本規約は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

令和7年1月1日、欠席事項の加筆。

本規約は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。